

特定(産業別)最低賃金の日本標準産業分類表

件 名	岡山県鉄鋼業最低賃金
適用する 使用 者	岡山県の区域内で鉄鋼業(銑鉄鋳物製造業(鋳鉄管, 可鍛鋳鉄を除く)及び当該産業において管理, 補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)を営む使用者
日本標準産業分類(平成19年11月改訂)	
E22 鉄鋼業	
E220 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (22 鉄鋼業)	
E2200 主として管理事務を行う本社等	
E2209 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所	
E221 製鉄業	
E2211 高炉による製鉄業	
E2212 高炉によらない製鉄業	
E2213 フェロアロイ製造業	
E222 製鋼・製鋼圧延業	
E2221 製鋼・製鋼圧延業	
E223 製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)	
E2231 熱間圧延業(鋼管, 伸鉄を除く)	
E2232 冷間圧延業(鋼管, 伸鉄を除く)	
E2233 冷間ロール成型形鋼製造業	
E2234 鋼管製造業	
E2235 伸鉄業	
E2236 磨棒鋼製造業	
E2237 引抜鋼管製造業	
E2238 伸線業	
E2239 その他の製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)	
E224 表面処理鋼材製造業	
E2241 亜鉛鉄板製造業	
E2249 その他の表面処理鋼材製造業	
E225 鉄素形材製造業	
E2251 銑鉄鋳物製造業(銑鉄管、可鍛鋳鉄を除く)(岡山県最低賃金適用)	
E2252 可鍛鋳鉄製造業	
E2253 鋳鋼製造業	
E2254 鍛工品製造業	
E2255 鍛鋼製造業	
E229 その他の鉄鋼業	
E2291 鉄鋼シャースリット業	
E2292 鉄スクラップ加工処理業	
E2293 鋳鉄管製造業	
E2299 他に分類されない鉄鋼業	
L7282 純粹持株会社	

- 適用除外労働者
- 1 18歳未満又は65歳以上の者
 - 2 雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中のもの
 - 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

注) E220、L7282 の適用範囲は、上記「適用する使用者」欄を参照のこと。